

# 景観文化

NPO法人 景観デザイン支援機構 けいかん・きこう <http://www.tda-j.or.jp>

2014-12-01

特集 景観アドバイザー・サミット



## 目次

- 表紙  
「我が国の景観協議制度の課題と展望」  
／(文) 倉田 直道
- P 2～5  
TDA NEWS  
「守りから攻めへ」／小林 正美  
「景観を如何に整えるか」／村上 美奈子  
「港区の景観アドバイザー会議に見られる景観問題」／佐藤 尚巳  
「横須賀市の景観行政」／長島 洋  
「アドバイザー・サミットに参加して」  
／和田 聖子  
「アドバイザー・サミットに参加して」  
／富田 慎二
- P 4～5  
ランドスケープ事情  
「ブラジリアの都市景観から学ぶ」  
／服部 圭郎
- 裏表紙  
景観文化Q & A  
「街とアート」その4 / 工藤 安代
- 裏表紙  
景観ビジネス最前線 / 興和サイン(株)
- 裏表紙  
ホワイトボード

## 我が国の景観協議制度の課題と展望

2005年に景観法が全面施行され、都道府県、政令指定都市の他に、都道府県の同意を得た市町村を含む568の地方公共団体が景観行政団体(2013年1月現在)となり、今日までのうち360団体が景観法に基づく景観計画を策定している。

これら景観行政団体を含む地方自治体の幾つかは、景観計画に基づき、景観施策の一部として、建築等の形態、色彩、意匠などに関して届出・勧告による規制を行っている。さらにこの施策をより実効性のあるものにするために、条例等に基づき審議会や景観協議制度を導入し、個別の案件について審議・協議、アドバイスを行っている。この景観協議制度は、海外の都市デザイン行政において成果を収めているデザインレビューに類似する制度であり、我が国の景観行政においてもその成果が期待されるものである。ただ我が国における景観協議制度は未だ試行錯誤の段階であり、可能性とともに幾つかの課題を抱えているといっていだろう。私自身の経験からだけでも、景観協議の対象が建物規模などにより限定されていること、景観協議の根拠となる基準がネガティブチェックとしてしか機能していないこと、景観協議を担う景観アドバイザーに求められる専門家としての資質と権限が曖昧であること、など課題を指摘することが出来る。

景観デザイン支援機構(TDA)では、地方自治体の景観審議会の委員やアドバイザーとして景観に関わる審議や協議に関わっている専門家や自治体担当者がその経験を持ち寄り、情報交流や意見交換をする機会として景観アドバイザー交流会を定期的を実施することにした。景観アドバイザー交流会が我が国における景観協議制度をより実のあるものに発展させる切掛け(プラットフォーム)になればと考えている。さらに、景観デザイン支援機構自体が日本版CABE(英国建築都市環境委員会)としての役割を担うことも視野に入れて活動していくことも必要ではないだろうか。

工学院大学名誉教授 / アーバンデザイナー / TDA 副代表理事 倉田 直道

## 「景観アドバイザー交流会の立ち上げ」 横須賀市・墨田区・港区

平成26年11月8日に景観アドバイザー・サミットが行われました。

横須賀市からは都市部長・長島洋氏と景観審議会委員・小林正美氏。墨田区からは都市計画部都市計画課長・和田聖子氏と景観アドバイザー・村上美奈子氏。港区からは港区街づくり支援部開発指導課長・富田慎二氏と景観アドバイザー・佐藤尚巳氏。以上の6名をお招きし、景観法制定後10年の経過の中での各自治体の活動と課題について話していただきました。



## TDA 第9期定例総会と『景観アドバイザー・サミット』の報告

■ NPO 法人景観デザイン支援機構（以下TDA）第9期定例総会（以下総会）が平成26年11月8日（土）台東区立浅草文化観光センターにて執り行われました。併せて、記念シンポジウム『景観アドバイザー・サミット』を開催しました。

総会では、第8期事業報告と収支報告を行うとともに、第9期事業計画並びに各小委員会に内規を制定し細則に従い運用を図る旨が会員により議決。その中で、「各種事業の会員への報告の義務」や「新規会員の獲得方法」が第9期事業を運営する上での検討課題としてあがりましたので、今後の懸案事項とさせていただきます。

### 1 「守りから攻めへ」 景観政策の転換を期待して

**小林 正美**  
横須賀市景観審議会委員  
／明治大学教授／TDA 正会員

景観法が施行されてから10年になるが、我が国の景観行政は果たしてうまく行っているのだろうか？ 現在、筆者は神奈川県横須賀市の景観協議に携わっているが、実際に景観協議の現場にいる立場の感想としては大変もどかしい、の一語である。数年前までは大規模マンションの開発案件が多く、貴重な山の緑を切って開発するプロジェクトに対して、配置を変えることもボリュームを下げることもできず、ただ分節を入れたデザインにして欲しいとか色彩を調整するくらいの指導しかできていないのが実情であった。最近はずいぶん大型案件も少なくなったが、駅前再開発のタワーなどが現れ始めている。計画のもっと初期段階から景観協議を始めるべきだという意見がよくあるが、開発業者は最大容積を確保することが主たる目的であるので、周囲の環境に調和した景観こそが新しい不動産価値を生むという視点をいつまでも理解するとは思えない。景観法自体には地域で決められる裁量が残っているので、更に効力を強める地域独自の方式を見つけたいところである。今や、地域における景観行政がいつまでも「守り」にしているのではなく「攻め」に出なくてはいけないのではないだろうか？

ここでは筆者が協力し、横須賀市に新し

い景観ルールが作られたプロセスを紹介しておきたい。

一件目は、久里浜湾における眺望点の整備である。久里浜は米国のペリー提督が上陸した海岸として有名であるが、昨今高層建物が海岸沿いに多く建ち始め、「よこやま」と呼ばれる緑豊かな立面が失われることが懸念された。そこで、基準点を湾の中心に定め、その視点場からどのような景観が得られるのか、どこまで高さ制限をすれば「よこやま」が守られるのかという景観シミュレーションを、円錐状の眺望面を想定して筆者の都市建築デザイン研究室で実施した。その結果、最終的に市民に説明できる形で景観ルールが定められ、今のところ巨大建築物やタワー状の建物が建設されることなく、連続的な「よこやま」は無事に守られている。



二件目は、横須賀新港地区という埋立地の街並み景観ガイドラインである。この一連の敷地には国の地方合同庁舎、裁判所、警察署、救急医療センターなどが連続的に建てられることが予定されていたが、設計担当者は各公共施設のデザインプロポザルで個別に決められており、お互い話し合

■総会に引き続き行われた『景観アドバイザー・サミット』では、横須賀市、墨田区、港区より景観指導にあたられている自治体の担当者と各区の景観アドバイザーの方々計六名をお招きし、景観法制定後10年の経過の中で、各自治体がどのような制度的位置づけの下に景観法を施行し運用してきたのか、またどのような課題を持って取り組んできたのかということをお話ししていただきました。とくに、自治体の行政担当の方々からは、景観条例運用上の問題点について、景観アドバイザーの方々からは、景観について指導する上での課題と問題点についてお話ししていただきました。また、各市町村が抱えている景観条例の特性や問題点、課題を共有してもらった上で、「どのようにしたら景観条例がネガティブチェックにならずに、地域特性を引き出した景観



パネラーの皆さん



司会進行の倉田直道（副代表理事）

う機会もなかった。しかし、市の関係部局が間を取り持ち、国の営繕と裁判所の担当者間で話し合いを始めることができたため、専門家に頼んで、地方合同庁舎、裁判所の立面や歩行者空間の整備などをスケッチアップというソフトを用いて視覚化し、動画のシミュレーションを行うことにした。その結果、双方の関係者がスムーズに合意し景観調整を行うことができた。建物の敷地を超えた関係性を視覚化することで、関係者間の対話が始まり、あるべき景観の議論ができた良い事例である。このように意識を共有するための景観の視覚化の作業が極めて重要であるにも関わらず、殆どの景観政策にそのような予算がないことは大変憂慮すべきことである。



**2 「景観を如何に整えるか」**  
 公共の役割と市民の役割  
 村上 美奈子  
 墨田区景観アドバイザー  
 / 計画工房 代表

今回のサミットで、景観アドバイザーの役割が行政団体により異なり、その効果の違いも知った。墨田区での進め方や対策が、より鮮明に見えてきたのは、収穫であった。

- 墨田区の景観の課題として思うことは、
- ◆ ヒートアイランド抑止効果としての緑

形成を行うためのツールにできるのか」という今後の展望についても議論していただきました。

質問コーナーでは、会場に参席していただいております文京区の景観アドバイザーの方からも、文京区の景観を考える上での課題や問題点を報告していただくことができました。その上で、「景観アドバイザー・サミットのような会を継続していくことは難しいが、市民や行政を巻き込みながら交流の輪を広げていくことを共に考えてききましょう」との提案をいただきました。また、東京都都市整備局景観担当の方からは、「東京都では、『東京のしゃれた街並みづくり推進条例』を制定し、地域の意欲的なまちづくりの取組による、個性豊かで魅力のある街並み景観の誘導に取り組んでいる。東京の魅力を高めていくには、地

域には、景観としての緑視効果が不足。

- ◆ 広告物の設置基準が、東京都の規制によっているため、地域性への配慮がない。
  - ◆ 公共施設の景観計画方針が未着手。
- が、景観アドバイザーとして、ネガティブチェックを超えた仕事の展開が可能になったのは、事前協議物件のすべての現場を視察することに変更したことが大きい。

建物公共施設の協議が、具体的な提案を行うことになっていった。指導経過を積み重ねるに従い、その機会が多くなった。多少の設計変更可能な時点からの相談もあり、具体的に指導することができた物件もある。

しかし、広告物などは、如何に目立たせるかが目的で、景観とは相反し、規制のルールの必要性が高いことから、墨田区独自の規制の在り方を現在検討中である。

民間の建築は、設計者や施主の見識によるところが多い。大規模の集合住宅は、デベロッパーの事業採算が優先し、周辺の景観の恩恵を享受しつつ、景観に貢献する姿勢が不足している。窓口にくる人に権限がなく、改善姿勢が見られない場合が多い。

土木施設の景観協力意識が非常に低い。道路や橋梁に代表する、外部空間の印象を大きく決める構造物を扱っているため、影響が大きい。協議物件になっていない。横断歩道橋の形態や色、歩道の仕上げなどは、汚いとさえ言える状況である。道路は修理が多いのであれば修復に耐える仕上

げにすべきであろう。運河を埋めた親水公園で実際にあった事例を紹介する。緑が植えられ憩いの空間となっているが、公園とは違い担当が分かれている。運河であったことから多くの橋が架かっている。橋の色は派手で、名称も大きく書かれている。

そこで、緑にふさわしい色や、名称の書き方の指導を行うこととした。(写真①) 緑を美しく見せ、一体感ある景観に指導した。数か月後、そのすぐわきで、水道局の大きな配管が、派手なブルーに仕上げられた。(写真②)、水道関係は管轄が違い、水色にすることが決められている。景観への配慮はない。解決するには、大きな壁がある。



写真①



写真②

地域の独自の景観を定めることで、景観の方針が明確になっていけば、対象物件に依頼しやすくなる。地域の景観の取組が、

域の特性をいかした魅力ある街並みづくりをさらに進めていく必要があります。そのためには、地元区市町村やまちづくりの専門家の皆様のお力がたいへん重要と認識している。本日は、このような交流の場を設けていただき感謝しています。また、今後は、皆様との意見交換なども行いながら、取り組んでいきたい。」という心強いお言葉も頂きました。

こうした点で、多くの市区町村並びに景観行政団体が課題を共有し、日本の景観の在り方に対して一緒に考えていく第一歩を歩み出した会となったと思います。

建築史家・デザイン史家 / TDA 正会員  
 金子 祐介



蔵の街並 (松本・中町通り)



東京都の事業で整備された街並 (浅草観音裏)

地元の景観意識を高め、外部への働きかけにも重要となる。景観アドバイザーの業務ではないが、亀沢地区に関わり、北斎通りまちづくりの会を中心に「建替えの心得と暮らしの作法」をまとめ、景観の地域協議を試行中である。

## 3

### 「港区の景観アドバイザー会議に見られる景観問題」



佐藤 尚巳

港区景観アドバイザー  
／佐藤尚巳建築研究所 代表

港区では年間 100 件前の計画が景観条例対象案件として届けられ、検討されてきた。

アドバイザー会議は月 2 回開催され、建築担当 2 人は常時出席、緑化担当 2 名、色彩担当 2 名は 1 名ずつ交代で出席して行われている。届出者は原則出席しないが、大規模案件や要説明案件は会議に出席を願い意見交換を行っている。アドバイスの姿勢として、「景観に配慮することは地域の価値を上げることであり、結果として資産価値を上げることです。」とか、「マンションの売れ行きが良くなりますよ。」と説明をし、迷惑がられる指導を前向きに考慮頂く努力をしている。今回議論したいポイントとして以下の 3 点を挙げたい。

1. 大規模再開発事業
2. 新虎通りとワンルームマンション
3. 届出対象外の物件

**1. 都心区の特徴として港区は大規模再開発事業が非常に多く、周辺街区との間に様々な軋轢を生んでいる。広大な敷地中央に超高層ビルを配置し周辺を緑化する典型的は構**

成である。超高層の高さは港区では余り問題視せずに、むしろ地域の顔として積極的にスカイラインをデザインするように要望している。問題としたいのは、沿道や公開空地を覆う緑地と建物内部に取り込まれる賑わい施設である。沿道が緑地や擁壁で覆われ、店舗等の賑わい施設が乏しく、既存街路との連続性が断たれ街の賑わいを奪って行くことである。六本木、赤坂、虎ノ門周辺で数件の大規模再開発が進行中であるが、アドバイザーとして可能な限り沿道に賑わい施設を貼り付けるようお願いした。



左：事例 1-1 六本木 3 丁目再開発計画  
右：事例 1-2 赤坂 1 丁目再開発計画

**2. 新虎通りが開通し新しい街が形成されようとしているが、沿道には 100㎡前後の敷地が多く、交通利便性も低いことからワンルームマンションへの建替が進みそうである。ここでの問題点は、条例による付置義務施設の厳しさである。駐輪場（住戸数と同数以上）、緊急自動車停車スペース、廃棄物保管施設、緑化（敷地面積 250㎡以上）これらを 1 階に配置せねばならず、店舗等を設ける余地は全くない。結果として駐輪場か駐車場かゴミ置場が沿道並ぶこととなり、シャンゼリゼには到底なりえない。**

改善措置として港区に提案しているのが、今年度から導入された自転車シェアリングのポート設置による駐輪場の緩和である。自転車シェアリングの普及と街の賑わい振興を同時に解決可能である。



事例 2 足元に問題を抱えるワンルームマンション

**3. 最近、浜松町 1 丁目の閑静なエリアに突如ショッキングピンクと黄緑色に塗装されたビルが出現した。3 階建の既存ビルの塗替である。届出対象外のために区では対処不可能である。他の地域でも同様の事例が報告されたが、周辺住民が声を挙げない限り蔓延する可能性が高い。**



事例 3 届出対象外で不快感を煽る極彩色の事例

## ランドスケープ事情

## 「ブラジリアの都市景観から学ぶ」



最も計画されたコスタのプラノ・ピロート地区の外側には、最も計画されていない不法占拠地区が広がる



パラノア湖の対岸からプラノ・ピロート地区を望む

都市景観の意義を深く考えさせる都市の一つに、ブラジリアがある。ブラジルの首都であり、ルシア・コスタの飛行機を模した大胆なコンセプト・プランを具体化させ、ほとんどの主要施設をオスカー・ニーマイヤーが設計したことで知られる。都市計画を勉強したのものには、非常に興味惹かれる都市であるし、建築家は一つの理想の都市像であるかと思われる。

ブラジルの首都を内陸に遷都させようというアイデアは、17 世紀半ばまでに遡るが、具体化されるのは 1956 年にクビチェック大統領が発表してからである。それから 5 年も経たない 1960 年にブラジリアの供用は開始される。ひたすらモダニズムの理念を具体化させたその都市は、そのストイックさゆえに 1987 年に世界遺産に指定される。建設されてから、30 年も経たずに世界遺産に指定されたのは、この都市が有する空間の Monumentality、特に都市景観が、まるでピラミッドや万里の長城、マチュ・ピチュのように「人類の創造的才能を表現する傑作」（指定理由）として捉えられたからであろう。

そして、「傑作」としてのブラジリアの都市景観を代表するものは、コスタが描いた二本の軸のうち、エイショ・モメンタルと呼ばれる東西に延びる直線であろう。コスタ自らが設計した建築であるテレビ塔からパラノア湖を望むと、中央に屹立する国会議事堂、そして、その手前の左右に広がる中央政府のビル群、さらに議事堂とテレビ塔を結ぶ直線の縁に配置された二本の道路と広大な中央分離帯の空地。さらに手前には、南北の翼の

## 4

## 「横須賀市の景観行政」

景観アドバイザーの役割



長島 洋

横須賀市都市部長

専門家による景観アドバイスは、平成6年より開始、平成16年からは景観審議会  
の専門部会として設置し現在に至る。

アドバイスの対象は当初は主に公共施設  
計画だったが、その後大規模な民間施設計  
画や開発計画等に広がっていった。

平成8年からは色彩景観に特化した取り  
組みとして、色彩の専門家による色彩相談  
を開始、建物の塗り替えも含めてアドバイ  
スを行っている。

また、専門家からのアドバイスを受けな  
がら本市の地形特性を活かした、眺望景観  
の保全策として、2か所に眺望点を指定し  
建物の高さ制限も行っている。

景観は、法律や条例ができて、定量的  
な基準によるネガティブチェックと定性的  
な配慮事項による協議誘導だけではそれぞ  
れの地域・場所で求められる質の向上にはな  
かなか繋がらない。経験豊富な専門家なら  
ではのアドバイスは重要なプロセスである。



うみかぜの路景観重要道路

## 5

## 「アドバイザー・サミットに参加して」



和田 聖子

墨田区都市計画部都市計画課長

墨田区では、東京スカイツリー等による  
新たな景観の創出とともに歴史・文化資源  
を活用した景観形成に向けて景観計画を策  
定し、平成21年から景観まちづくりに取組  
んでいます。これによる景観の届出・事前  
協議の際に、専門的な見地から景観への配  
慮を適切に誘導するため、景観アドバイザー  
(建築計画・建築色彩の専門家) 制度を設  
置しています。

地域の景観特性が明確でないこともあり、  
アドバイスは、建物・植栽等の見え方への  
配慮が主となり、まだまだ事業者や区職員  
等への啓発段階といえます。現在亀沢地区  
では景観のルール化を目指し、住民等と協  
働でまちづくりを進めており、この取組を  
区全域に広めることが重要と考えます。今  
回のサミットでは自治体共通の課題も再認  
識でき、今後も連携して課題に取り組める場  
の必要性を感じました。参加できたことを  
感謝いたします。



スカイツリーの足元（横十間川と街並）

## 6

## 「アドバイザー・サミットに参加して」



富田 慎二

港区街づくり支援部開発指導課長

先日の景観アドバイザー・サミットでは、  
景観計画の基準や根拠では説明しにくい部  
分であっても、まちづくりのために、積極  
的に助言をしている景観アドバイザーの役  
割の大きさについて再認識しました。事業  
者には負担になるかもしれませんが、アド  
バイザーの視点は、建物のデザイン性を向  
上させ、最終的にまちの魅力を高めること  
を考えての指摘です。

事業者も近隣住民もこの建物ができて良  
かったと感じられる建物を目指してほしい  
ものです。景観協議がネガティブチェック  
として働くのではなく、事業者には、ポジ  
ティブな考えで、アドバイザーの意見も反  
映させながら提案をしてもらえるように  
なると魅力ある建物も増えると思います。事  
業者にそのことを理解してもらうには、行  
政とアドバイザーが一体となって、事業者  
と対話し、粘り強く協議していくことが必  
要であると感じています。



芝公園からの風景

服部 圭郎 明治学院大学教授／都市プランナー



ブラジリアの主要建築物のほとんどはオスカー・ニーマ  
ヤーが設計する。この驚嘆すべき大聖堂も彼の作品である



ルシア・コスタが唯一、ブラジリアにて自ら設計した建築であるテレ  
ビ塔から国会議事堂を望む。人類の傑作ともいえる展望であるといえよう

部分にあたる軸と交差した場所にあるバス・ターミナル、そして眼下には巨大なクローバー  
型のインターチェンジが広がる。それは、モダニズムの旗手であるコルビジェがスケッチ  
で描いたラディアント・シティをブラジルの大地というキャンバスに描いたかのようだ。

その左右対称の構成美はヴェルサイユ宮殿の庭園をも彷彿させる美しさだ。「絵」とし  
ては申し分ない。しかし、この都市に立つと、何とも言えない違和感を覚えてしまう。ブ  
ラジリア大学で教鞭を執っていたヘラルド・バティスタ教授は『21世紀の首都建設』と  
いう著書で、「世界遺産としてのブラジリアは、それらを支持した人々の頭の中にしか存  
在していない」と書いている。一方的な理念の押しつけは、富裕層を含む住民の不法占拠  
という形で現れる。スーパーquadraという住宅のデザインは住民による手直しが後を絶  
たない。民主主義が発展した社会においては、都市景観とは究極の公共性であると思われ  
る。民主主義といった政治プロセスもなく、市場経済といった効率性をも排除し、さら  
にはブラジル人の生活文化をも捨象したブラジリアの勇壮たる都市景観は、その潔さ故に都  
市としての魂を宿していないようにも映る。都市の魅力の根源は、そこで生活する人々で  
あり、人々のエネルギーが都市をつくる。そして、民主主義の都市においては、その景観  
も人がつくるのである。都市景観は、究極の公共性ではないのか。そのような考えを、ブ  
ラジリアは反面教師となって、我々に教えてくれているように思われる。

Question : 芸術展の地域や都市における役割について教えてください

Answer

最終回では、都市や地域とアートの関わりについて、「都市イベント型」についてふれつつ、これからの見通しについてお話ししたいと思います。

現在、世界では150以上の大型国際芸術展が開催されているといわれます。小規模のものまで入れるとどのくらいの数になるのか、世界の大都市は競って国際芸術展を開催しているといっても過言ではなく、「ビエンナーレ化現象」という言葉まで出現するほどです。日本では2000年に入った頃このブームがやってきました。年々その数は増え、現在では横浜や福岡、越後妻有、愛知を含めた4大トリエンナーレの他にも、神戸や北九州などのビエンナーレが開催されています。

ここでの傾向として、美術館で展示される伝統的な国際展ではなく、まち空間のなかで、その土地の特性を生かし、まちの人たちとコラボレーションするようなプロジェクト型のアート表現があげられます。このブームは、アーティストにとってむしろ良い事であり、新たな発表形式の場が生まれ、表現の実験の場を得る事ができました。また、芸術祭を主催する地域や自治体などにとっても、国際展による地域活性化への期待度は高く、実際に観光客数の増加、それによる経済効果も上がっているようです。市民にとっても、街なかでのアートイベントは美的経験を得られ、街を違った形で楽しめる機会となっています。例えばアートの祭典として、東京の「六本木アートナイト」など、非日常的な一夜限りの体験を無料で楽しめるイベントも'09年より毎年開催されています。

21世紀に入り、アートはそのテーマも表現形式も急速に多様化してきました。街をアートで飾る時代から、生活に身近な景観エレメントのデザイン、社会的な問題解決、人びとが楽しめる祭典まで、さまざまな形式が現れています。今後は、これらの組合せが進み、アートのための資金源も多元化していく可能性があります。成熟社会では、アートとの関係がより深まっていき、人びとの日常生活に形を変えて関わっていくでしょう。なにより、閉塞感の高まる日本社会では、社会的交流や問題解決への新たな視点の創出のために、正解、不正解がないアートが力を発揮します。都市デザインの装飾的な付加価値としてアートを捉えてしまうこれまでの発想を変え、これからの街づくりの“新メニュー”として活用していく時代を迎えているのです。



ヤノベケンジ作『ジャイアント・トラヤン』六本木アートナイト(2009)  
H7mの動く機械彫刻から炎が噴き出される

景観ビジネス最前線



見たら、撮りたい  
ランドマークサイン



興和サイン株式会社

興和サイン

検索

〒165-0024 東京都中野区松が丘2-19-11 TEL.03-3389-4165

地域の魅力は看板から!!

infonew@couwasign.jp

ホワイトボード TDA の新たな活動続々

今年は景観専門家集団・TDAらしい活動が広がった。他団体との連携事業、都市デザイン交流会フォーラム2014「隅田川の景観・歴史的橋梁」を2月に、さらにその2回目を12月21日に行う。そのような中、今号で伝えた「景観アドバイザー・サミッ

ト」から始まる「景観アドバイザー交流会」も今後の継続的開催を視野にはじまった。さらに景観十選と銘打ち、現代景観史を取りまとめる新たな活動も始まっている。これを機に次号より新シリーズも考えている。乞うご期待!!